

平成 2 1 年度政省令等改正の概要

平成 2 2 年 3 月
経済産業省貿易管理部
安全保障貿易管理課

1. 国際輸出管理レジーム合意を受けた規制対象品目リストの改正

大量破壊兵器等及び通常兵器の不拡散の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において規制すべき対象が合意されており、技術の場合は、これを外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第 2 5 条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物の場合は、これを外為法第 4 8 条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定し、詳細な仕様については省令以下に規定することによって輸出規制の対象とし、国内法令上の担保がなされている。

今般、原子力関連品目に係る原子力供給国会合（以下「NSG」という。）、生物化学兵器関連品目に係るオーストラリア・グループ（以下「AG」という。）、ミサイル関連品目に係るミサイル関連資機材管理レジーム（以下「MTCR」という。）、通常兵器関連品目に係るワッセナー・アレンジメント（以下「WA」という。）の 4 つの国際輸出管理レジームにおいて、平成 2 0 年から平成 2 1 年末までになされた合意を受け、外為令別表、輸出令別表第 1 及び関連省令・告示・通達の改正を行うことにより、輸出規制の対象となる技術及び貨物の追加・削除等を行うもの。

(参考) 国際輸出管理レジームについて

NSG	Nuclear Suppliers Group の略。1974 年におけるインドの核実験成功を背景に核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は 46 か国。
AG	Australia Group の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に 1985 年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国は 40。
MTCR	Missile Technology Control Regime の略。1980 年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として 1987 年に発足。参加国数は 34 か国。
WA	Wassenaar Arrangement の略。地域紛争防止の観点から通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出規制を行うことを目的として 1996 年に発足。参加国数は 40 か国。

なお、本政省令等改正の施行日は平成 2 2 年 4 月 1 日の予定。

通常兵器関係（1項関連）

<運用通達 1の項>

■ 救命銃の一部除外

- ・WAの合意を受け、一部の携行式救命銃を規制対象から除外する。

<運用通達 1の項>

■ 発煙筒の規制対象範囲の明確化

- ・1の項の対象となる「爆発物」のうち、解釈において「発煙筒」を含むとしていたものを規制対象となるものの実態・趣旨を踏まえ、「発煙弾」という規定ぶりに変更する。

<運用通達 1の項>

■ 火薬類の規制対象範囲の規定ぶりの変更

- ・1の項の対象となる「火薬類」について、通達における解釈として、火薬類取締法の対象であることを規制対象の基準としていたところ、同法の対象ではない軍用火薬も対象に含まれることを明確化。

原子力関連品目（2項関係）

<第1条第17号、運用通達 2の項、6の項>

■ 座標測定機の測定方法の見直し

- ・NSGの合意を受け、測定機の規制対象スペックの該当非該当を判断する基準となる測定方法について、従来、ドイツの規格に準拠していたものを、国際規格（ISO）の制定を受け、ISOを準拠した測定方法に変更する。

<貨物等省令第1条第38号ロ、運用通達 2の項>

■ ベローズ弁のスペック表記の見直し

- ・ベローズ弁のスペック基準に係る規定ぶりについて、3の項と同様に、“呼び径”を基準とするものに変更する。

<運用通達 2の項>

■ 棒材作業用旋盤に係る除外規定の明確化

- ・棒材作業用旋盤については、旋削ができる工作機械から除外する規定が設けられているところ、棒材の加工後フライス加工を行うものについても当該除外規定が優先され、運用通達における「複数の加工を行うことができるものは…すべて項目を確認し、判断すること」の対象外となることを明確化する。

<運用通達 2の項>

■ アルミニウム合金の規制対象形状の明確化

- ・貨物等省令第22号ロで規定するアルミニウム合金につき、棒の形状に関する規定のみ存在していたところ、円筒形に係る解釈についてもあわせて明確化するもの。

<貨物等省令第15条第2, 3, 4号>

■ 原子力関連の技術に係る文言修正

- ・NSGの趣旨を踏まえ、文節のつながりを明確にするための用語の修正を行う。

生物化学兵器関連品目（3項、3の2項関係）

<貨物等省令第2条第2号イ・ロ、運用通達 1の項>

■サキシトキシシン、リシンの1項武器への移動

- ・AGの対象であると同時に、CWCの対象となっている同物質について、規制の位置づけを3項から1項に移管、1項（12）の対象として取り扱うこととする。

<貨物等省令第2条第2項第7号>

■セラミック製バルブの新規追加

- ・AGの合意を受け、規制対象となる弁（バルブ）について、セラミック製のものを新たに規制対象に追加する。

<輸出令別表第1 3の項、第2条第2項第11号>

■空気中の物質を検知する装置の規制対象範囲の明確化

- ・AGの合意を受け、空気中の物質を検知する装置（毒ガス検知装置）のセンサー関連の部分品について、規制対象となること及びその範囲について第12号を新設し明確化。同時に、対象となる検知装置本体について、当初より一定の性能で、あるいは特定の物質を検知するように設計したもののみが対象となることを明確化。

<運用通達 3の項>

■製造装置のスペック基準となる合金の定義規定の明確化

- ・貯蔵容器や弁など、各種製造装置のスペック基準となる一部の合金について定義規定を新設、対象金属がわずかにしか含まれていないものが対象から外れることなどを明確化。

<貨物等省令第2条の2第1項第1号>

■ホワイトボックスウィルスの規制除外

- ・AGの合意を受け、ホワイトボックスウィルスを規制対象から除外する。

<外為令別表 3の2の項、第15条の3>

■生物兵器関連の製造装置の使用技術の新規追加

- ・AGの合意を受け、生物兵器の製造に転用可能な貨物について、従来より規制対象となっていた設計、製造に係る技術に加え、操作や整備等に資する技術など使用に係る技術についても新たに規制対象に追加する。

<貨物等省令第2条の2第2項第4号、運用通達 3の2の項>

■使い捨てのフィルターを用いたクロスフローろ過装置の新規追加

- ・AGの合意を受け、規制対象となるクロスフローろ過装置について、使い捨てのフィルターを用いたものについても規制対象に追加する。また、あわせて、運用通達において血液浄化のために専用設計したものは同号の規制対象とならないことを明確化。

ミサイル関連品目（4項関係）

<貨物等省令第3条第7号タ、ク～コ>

■ロケット・無人航空機用推進薬等の規制対象範囲の見直し、新規追加

- ・MTCRの合意を受け、推進薬又はその原料物質のスペック基準に係る規定ぶりについて、発熱量を重量換算したものに加え、体積換算のものを新規追加。なお、新規に対象となり

うるものの中には、航空機用の燃料が含まれ得ることから、民間航空機用のものが規制対象から除外されることをあわせて明確化。また、規制対象となる物質として6品目を新規追加（うち2物質については14項からの移行）。

<貨物等省令第3条第16号ハ、ヘ>

■ロケット・無人航空機用の構造材料となる金属材料の規制対象範囲の見直し等

- ・MTCRの合意を受け、タングステンやモリブデン又はこれらの合金のパウダーが規制対象とされていたところ、成型後の合金についても一定の形状に加工することが可能なものについて規制対象範囲に含めるもの。また、本規定の見直しに伴い、人造黒鉛を規定する同号ハについても規定ぶりを一部変更する。

<貨物等省令第3条第17号ホ、運用通達 4の項>

■加速度計、ジャイロスコープの規制対象範囲の限定

- ・MTCRの合意を受け、規制対象となる加速度計、ジャイロスコープについて、規制対象範囲となるものを、慣性航法装置や誘導装置として、ロケット・無人航空機に組み込むように設計したもののみに限定。また、単に振動、衝撃を計測するように設計したものについて規制対象から除外する旨の解釈規定を追加。

<貨物等省令第3条第17号の3>

■モーションシミュレータ、遠心加速度試験器用の非接触型装置の範囲の見直し

- ・MTCRの合意を受け、両装置のスペック基準となっている非接触型の装置について、スリップリングのみを規定したところ、スリップリング以外の非接触型装置についても対象に含まれるように変更を行う。

<貨物等省令第3条第22号の2>

■距離測定用レーダーのスペック基準の見直し

- ・MTCRの合意を受け、距離測定用レーダーについて、スペック基準となる角度分解能について、規制対象となる基準の数値をより高性能のものに限定（以下単に「スペック基準の緩和」という。）する。

<貨物等省令第3条第25号>

■振動試験装置のスペック基準の見直し

- ・MTCRの合意を受け、振動試験装置のスペック基準について、従来の「500キログラム以上のペイロードを運搬できる」という要件を削除し、「300キロメートル以上ペイロードを運搬できるもの」について広く規制対象範囲に含める。

<貨物等省令第16条第6号>

■ラジアル玉軸受けの関連技術の規制除外

- ・MTCRの合意文書を踏まえ、規制対象となる設計、製造又は使用技術のうち、ラジアル玉軸受けに係る技術について規制対象から除外する。

<貨物等省令第16条第1第11号、第3項>

■ロケット等の設計用、電子計算機用のプログラム・技術のスペック基準の見直し

- ・MTCRの合意を受け、規制対象となるスペック基準について、従来の「500キログラム以上のペイロードを運搬できる」という要件を削除し、「300キロメートル以上ペイロードを運搬できるもの」について広く規制対象範囲に含める。

<運用通達 4の項>

■人造黒鉛の重複規定の見直し

- ・ 2の項と重複する人造黒鉛について、原子炉用のものについては2の項の規定が優先するよう解釈規定を追加。

<運用通達 4の項>

■振動試験装置の部分品に係るスペック基準の規定ぶり見直し

- ・ MTCRの合意を受け、振動試験装置用の制御装置のスペック基準について、解釈通達中に定義規定を追加。

<運用通達 4の項>

■芳香族フェロセン誘導体の規制除外

- ・ MTCRの合意を受け、貨物等省令第3条第7号の対象となるフェロセン誘導体について、芳香族フェロセン誘導体については規制対象から除外される旨、解釈規定を追加。

先端材料関連（5項関係）

<貨物等省令第4条第3号、13号、運用通達 5の項>

■芳香族ポリイミドの素材、製品の規制対象範囲の見直し

- ・ WAにおける合意を受け、芳香族ポリイミドの製品を規制する第3号の対象を非溶解性のものに限定するとともに、素材としての芳香族ポリイミド自体等を規制する第13号は溶解性のものに限定する解釈規定を追加する。

<貨物等省令第4条第4号、運用通達 5の項>

■炭素繊維等用の製造装置のスペックの見直し

- ・ WAにおける合意を受け、製造装置のスペック基準となっている、「軸」について「プライマリー軸（基本軸）」であることを明確化するほか、トウ用の製造装置について同号口から独立して規定し、あわせてスペック基準の緩和を行うほか、その他用語や除外規定の修正を行う。

<貨物等省令第4条第8号イ>

■金属性磁性材料の規定ぶりの変更

- ・ 金属性磁性材料について、スペック基準となっている「初透磁率」という用語をより趣旨を明確化するために「比初透磁率」という用語に変更する。

<貨物等省令第4条第15号、運用通達 5の項>

■繊維、プリプレグ、プリフォーム及び成型品の規制対象範囲の見直し

- ・ WAにおける合意を受け、同号口においてスペック基準を緩和するほか、同号ホにおいて規制対象となる条件を緩和するとともに（ただし、本項で緩和したものについては、2項において引き続き対象となる。）、樹脂のスペック基準となるガラス転移点について測定方法を明記する修正を行う。また、炭素繊維について成型品や繊維、プリプレグについて一部の対象を規制対象から除外する規定を通達に追加する。

エレクトロニクス関連（7項関係）

<貨物等省令第6条各号>

■部分品に係る除外規定の見直し

- ・ 同条の第1号から第16号の2までの貨物については、他の貨物のために設計したものに

ついて除外する規定、判定方法を整理する規定が、省令本文及び通達において規定されているところ。今般、これらの除外規定を整理した上で、通達においてまとめて規定することとする（規制対象となる範囲について特段の変更はない。）。

<貨物等省令第6条第1号ハ、ト、リ、運用通達 7の項>

■集積回路に係る規定ぶり、スペック基準の見直し

・WAにおける合意を受け、同号ハについて、過去のリスト改正により空文化している除外規定について削除するとともに、同号トで規制するフィールドプログラマブルロジックデバイス（FPLD）について、そのスペック基準を「使用できるゲート数」から「最大デジタル入出力数」に変更し、かつ同号リで規制するカスタム集積回路についてスペック基準の緩和を行う。

<貨物等省令第6条第2号>

■マイクロ波用機器の部分品の規制対象範囲の見直し等

・WAにおける合意を受け、一定以上の性能を有する発振器又は発振器の組立品を新たにマイクロ波用機器の部分品として規制対象に追加する。また、マイクロ波用電力増幅器のスペック基準について用語の見直しを行う。さらに、周波数シンセサイザーを用いた組立品について同条第11号から第2号に移行し、スペック基準の見直しを行う。

<貨物等省令第6条第14号>

■弾性波デバイスの見直し

・WAにおける合意を受け、弾性波デバイスのうち一部の特定の機能のみを有するものについて規制対象から除外し、かつ一部スペック基準の緩和を行う。

<貨物等省令第6条第8号>

■アブソリュートエンコーダのスペック基準の見直し

・WAにおける合意を受け、回転入力型のアブソリュートエンコーダについて、スペック基準について角度の変換誤差に係るスペック基準を緩和し、分解能に係る基準を削除する。

<輸出令別表第1 貨物等省令第6条第8号の3、運用通達 7の項>

■電力制御用半導体素子（パワーデバイス）の新規追加

・WAにおける合意を受け、電力の制御又は整流に用いられる半導体素子又は半導体モジュールであって、一定以上の性能を有するものについて新たに規制対象に追加する。

<貨物等省令第6条第13号ハ>

■周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のスペックの規定ぶりの見直し

・WAにおける合意を受け、信号発生器のスペック基準について、同号ハ中のスペック基準を緩和するとともに、WAの趣旨を踏まえ、周波数切換えの所要時間に係る規定ぶりを見直し。また、同号ニ中のスペック基準の規定ぶりの見直しを行う。

<貨物等省令第6条第14号>

■ネットワークアナライザーのスペックの見直し

・WAにおける合意を受け、ネットワークアナライザーのスペック基準について、出力と動作周波数に分けた規定ぶりに変更する。

<貨物等省令第6条第17号ハ、運用通達 7の項>

■半導体製造用の異方性プラズマドライエッチング装置のスペックの規定ぶりの見直し

・WAにおける合意を受け、異方性プラズマドライエッチング装置について、実現できるの最小線幅のスペック基準を見直し、その他、製造精度に係るスペック基準の規定ぶり等の

見直しを行う。

<貨物等省令第6条第17号ホ>

■半導体製造用のウエハー搬送中央装置の規定ぶりのスペックの規定ぶりの変更

- ・WAにおける合意を受け、複数の半導体製造装置の間をやりとりするウエハー搬送装置について、接続される半導体製造装置についてそれぞれ種類が異なるものに限定する等、規制対象の明確化を行う。

コンピューター関連（8項関係）

<貨物等省令第7条第1号ハ、第20条第9号～12号、運用通達・役務通達 8, 9の項>

■デジタル電子計算機のスペック見直しと規定ぶりの変更

- ・WAにおける合意を受け、暗号機能を有するコンピューターについて、同条第1号ハにおいて独立に規制していたものを削除し、9の項の暗号装置の一種として位置づける見直しを行う。

<貨物等省令第7条第3号、第20条第2項第1号～第8号>

■デジタル電子計算機、接続装置のスペック基準の緩和と接続装置の規定ぶりの明確化

- ・WAにおける合意を受け、高性能の演算処理能力を有するデジタル電子計算機（いわゆるスーパーコンピューター）及び関連技術について、加重最高性能のスペック基準を緩和するとともに、スパコン用接続装置のスペック基準の緩和及び規定ぶりの変更、並列処理機能用のプログラム・技術の規制除外を行う。

通信機器関連（9項関係）

<貨物等省令第8条第5号の3>

■通信妨害装置の規定ぶりの見直し

- ・WAにおける合意を受け、通信妨害装置のスペック基準について、移動通信プロトコルを利用するのみのものについて規制対象範囲に追加する。

<貨物等省令第8条第8号の2>

■伝送通信装置の規制対象範囲の見直し

- ・WAにおける合意を受け、伝送通信装置のうち、デジタル伝送方式を用いたもの、光交換機能を有するものについて規制対象から除外するとともに、レーザー発振器を用いたものについて規制対象範囲を限定する見直しを行う。

<貨物等省令第8条第9号～第12号>

■暗号装置ほかの部分品の規制対象範囲の限定

- ・WAにおける合意を受け、同条第9号の暗号装置から第12号の通信ケーブルシステムに至るまで、装置本体とは別に規制対象となる部分品の対象範囲を、暗号機能その他秘密保護機能を実現するために寄与するものだけに限定する。

<運用通達 9の項>

■副次的暗号装置の規制除外

- ・WAにおける合意を受け、暗号機能が当該貨物の主たる機能とはいえないような貨物（ゲーム機や、著作権保護機能を有する装置など）など、暗号機能が副次的なものである一定

の範囲の貨物について規制対象に含まれないこととする旨、解釈通達に追加する。

<貨物等省令第8条第9号へ、運用通達 9の項>

■ICカード及びカードリーダーの規制緩和

- ・WAにおける合意を受け、暗号機能を有するスマートカード（ICカード）について、規制対象から除外する範囲を見直し、民生用多くのスマートカード及びそのリーダーライタを規制対象から除外する。

<貨物等省令第8条第9号カ、運用通達 9の項>

■無線ネットワーク装置の一部規制除外

- ・WAにおける合意を受け、無線ネットワーク装置であって、通信可能な範囲が30メートル以内の民生用のものの一部を規制対象から除外する。

<輸出令別表第1 9の項、貨物等省令第8条第11号、第21条各号>

■秘密保護機能を有する非暗号型の情報通信システムの新規追加

- ・WAにおける合意を受け、アクセス権の制限等、暗号以外の方式によって情報の保護を行う、情報通信システムであって、国際規格に照らして一定以上の性能を有するもの（コモンクライテリアの評価保証レベル6以上）について規制対象に追加する。

<貨物等省令第8条第13号>

■暗号装置等の設計、製造、測定装置等の規制対象範囲の見直し

- ・WAにおける合意を受け、同号で規定する装置から、試験、修理のみを行うものを除外するとともに、測定装置の範囲として貨物の測定のみならず、対象貨物が有する機能面に着目して評価、検証を行うための測定装置についても規制対象範囲に含める見直しを行う。

<外為令別表 9の項、貨物等省令第21条第3項、第4項、役務通達 9の項>

■通信用の集積回路の設計、製造又は使用に係る技術の明確化

- ・WAにおける合意を受け、マイクロ波用モノリシック集積回路（MMIC）、超伝導集積回路に係る技術のうち、特に通信機能に関連するものについて、7の項とは独立して対象に追加する。

<貨物等省令第21条第2項第3号の2>

■通信装置関連技術のスペック要件の緩和

- ・WAにおける合意を受け、光通信を行う伝送通信装置に係る技術について、切換え所要時間が一定以上の速度となる装置に関する技術のみに限定する。

センサー・レーザー関連（10項関係）

<貨物等省令第9条第1号イ>

■水中測定装置のスペックの規定ぶりの変更、ダイバー探知用装置の新規追加

- ・WAにおける合意を受け、水中測定装置のうち規制対象となるものの規定ぶりを、水深を測定するのではなく、海底の地形を測定するものとして明確化。また、同号イ（五）において、規定ぶりの変更を行い、規制対象となる部分品の範囲を拡大。さらに、同号イ（六）において、水中のダイバーの存在を探知するための探知装置を新たに規制対象に追加。

<輸出令別表第1 9の項、第9条第2号の2、運用通達 9の項>

■ダイバー妨害用音響装置の新規追加

- ・WAにおける合意を受け、水中で音響を発することにより、ダイバーが対象海域で潜行することを妨害する装置について、新たに規制対象に追加する。

<貨物等省令第9条第3号、第5号、第8号>

■宇宙用に設計したフォーカルプレーンアレーの取扱いの見直し

- ・WAにおける合意を受け、同条第3号へにおいて規制していた宇宙用に設計したフォーカルプレーンアレーを同号イに移行し、その他関連規定の用語修正を行う。これによって、規制対象の増減はないが、当該貨物については告示貨物の対象となる。

<貨物等省令第9条第3号ロ>

■イメージ増強管の規定ぶりの変更

- ・WAにおける合意を受け、イメージ増強管についてスペック基準の規定ぶりについて見直しを行う。

<貨物等省令第9条第10号>

■半導体レーザー発振器のスペックの見直し、規定ぶりの変更等

- ・WAにおける合意を受け、同号ロのスペック基準の規定ぶりについて修正を行うとともに、同号ニの半導体レーザー発振器について、スペック基準の緩和を行うと同時に、規定ぶりの見直しを行い、半導体レーザースタックアレーについて規制対象となる範囲を明確化する。

<貨物等省令第9条第11号>

■磁力計のスペック基準の見直し、磁場勾配計の取扱いの見直し

- ・WAにおける合意を受け、スペック基準となる「ノイズレベル」について「感度」という用語に変更するとともに、一部の磁場勾配計同号ワとして独立して位置づけ、告示貨物の対象とする。

<貨物等省令第9条第13号、第14条第8号、運用通達 10の項>

■レーダーの規制対象範囲、規定ぶりの見直し

- ・WAにおける合意を受け、規制対象から除外されるレーダーの明確化、規定ぶりの変更を行う。

<貨物等省令第22条第1項第2号>

■通信装置関連技術のスペック要件の緩和、対象範囲の拡大

- ・WAにおける合意を受け、水中探知装置が新規に対象になったことに伴う規定ぶりの修正を行う。

<貨物等省令第22条第2項第3号>

■航空管制用プログラムの一部規制緩和

- ・WAにおける合意を受け、航空管制用プログラムの一部を規制対象から除外する。

<運用通達 10の項>

■民生用スキャニングカメラの一部規制緩和

- ・WAにおける合意を受け、貨物等省令第9条第八号ロ（八）のスキャニングカメラのうち、写真複写機に該当するものや、医療用のものなどを規制対象から除外する。

航法関連（11項関係）

<貨物等省令第10条第5号>

■GPS装置等のスペック基準の見直し

- ・WAにおける合意を受け、衛生からの信号を利用した電波受信装置について、一部の民生用途のものを規制対象から除外するためのスペック基準の見直しを行う。規制対象となる範囲を限定し、明確化するための規定ぶりの変更を行う。

<貨物等省令第23条第4項第5号>

■フルオーソリティーデジタル飛行制御に係る技術のスペックの規定ぶりの変更

- ・WAにおける合意を受け、規制対象から除外される技術の範囲の明確化を行う。

海洋関連（12項関係）

<貨物等省令第11条第5号ハ>

■水中用カメラの削除（10項のカメラへの整理統合）

- ・WAにおける合意を受け、水中用カメラの一部について、12項の対象から除外し、第9条第8号に統合する。

推進装置関連（13項関係）

<貨物等省令第12条第1, 3, 12号>

■ガスタービンエンジン等の規定ぶりの見直し

- ・WAにおける合意を受け、第25条第3項第2号チにおいて規定していたガスタービンエンジンのフルオーソリティー制御装置が、同項第3号に移行したことに伴う規定ぶりの習性を行う。

<貨物等省令第25条第3項第2, 3号>

■フルオーソリティーデジタルエンジン制御に係る技術の規定位置の変更と規定ぶりの変更

- ・WAにおける合意を受け、フルオーソリティーデジタルエンジン制御に係る技術の規定一の変更、規制対象となる範囲の変更を行う。

その他の通常兵器関連品目（14項関係）

<貨物等省令第13条第2項第2号>

■火薬・爆薬用の添加剤、前駆物質の一部除外、用語の修正

- ・同号ニ、ホに該当する物質について、4項対象として追加されたことを受け、削除するとともに、同号ソ、フ、アについて用語の見直しを行う。

<貨物等省令第13条第9項第3号>

■簡易爆発装置の除去装置の対象範囲の見直し

- ・WAにおける合意を受け、簡易爆発装置の除去装置等のスペック基準を見直し、妨害電波により簡易爆発装置の除去等を行う装置についても規制対象範囲に追加する。

<貨物等省令第13条第10項>

■爆発物の自動探知装置の新規追加

- ・爆発物の存在を自動的に探知することができる一部の装置について新たに規制対象に追加

する（セキュリティゲート等で用いられる非接触型のゲート方式の装置や、実験用の装置については規制対象から除外。）。

機微品目関連（15項関係）

<貨物等省令第14条第9号>

■有人式潜水艇の規制対象範囲の見直し

・WAにおける合意を受け、有人式の潜水艇のスペック基準のうち、潜水艇の大きさに係る規定を削除し、自律的な連続潜行が可能な時間、潜行可能距離のみをスペック基準とする。

<貨物等省令第27条第1項第5号>

■通信機、レーダー等の製造技術の規定ぶりの見直し

・WAにおける合意を受け、規制対象となる技術の明確化する。

<貨物等省令第27条第2項>

■音響データ処理等の技術の規定ぶりの見直し、ダイバー探知用技術の新規追加

・WAにおける合意を受け、ダイバー探知装置に係る技術を規制対象に追加する。

※ その他、用語や規定ぶりについて所要の見直しを行う。

2. その他の改正事項

□ 包括許可取扱要領のマトリックス表改正

- ・今般のリスト改正に伴い、マトリックス表について所要の見直しを行う。

□ 告示貨物の見直し

- ・今般のリスト改正に伴い、少額特例の基準額を制限する告示貨物について、所要の見直しを行う。

□ 規制対象から除外される技術提供取引の追加

- ・貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項を改正し、国際機関の査察に際して、査察官に対して行われる技術提供について外為法の許可対象外とする。

□ 規制対象から除外される輸出の追加

- ・無償告示を改正し、運搬用容器として無償で輸入又は輸出され、運搬後に積み戻されるものについて、「内容物の輸入のため」、「内容物の輸出のため」という限定を外し、「他の貨物の運搬のため」として対象範囲を広げるほか、従来対象となっていた3項該当の貯蔵容器に加え、2項及び5項に該当する炭素繊維等の成型品を新たに対象となる貨物に追加する。

□ 暗号関連規定の見直し

- ・暗号装置を9の項に統合したことに伴い、従来の暗号告示を廃止し、新規制定。また、暗号告示、無償告示及び貿易外省令について、リスト改正の事項を受けて、8項貨物を対象から除外するほか、規定ぶりの見直しを行う改正を行う。

□ 試験用の重水素の取扱い見直し

- ・重水素及び重水素化合物のうち、試験薬や標準物質として扱われる1キログラム未満のものについては、輸出管理における取扱いを一段階緩和。包括許可の対象に含めると同時に、使用技術告示において、貨物の輸出と同時に提供される必要最小限の技術については除外対象に含める改正を行う。

□ その他

- ・その他、輸出規則、輸入規則、貿易外省令について JETRAS システムの見直しを受けた所要の改正や他法令の改正に伴う文言の修正を行うほか、いくつかの通達について、今般の改正に伴う文言の修正を行う。

以 上